

生産情報公表養殖魚のJAS規格のQ&A

平成20年5月

農林水産省消費・安全局表示・規格課

生産情報公表養殖魚の J A S 規格の Q & A 目 次

I 生産情報公表養殖魚の J A S 規格（総論）

- 問 1 生産情報公表 J A S 規格はどのような経緯で導入されることになったのですか。
- 問 2 生産情報公表 J A S 制度の目的は何ですか。
- 問 3 養殖魚についての生産情報公表 J A S 規格は、どのような経緯で制定することになったのですか。
- 問 4 海外で生産され輸入された養殖魚も生産情報公表養殖魚の対象とすることができるのですか。
- 問 5 どのような養殖魚が生産情報公表養殖魚の J A S 規格の対象となるのですか。
- 問 6 違反が確認された場合、どのような措置がなされるのですか。

II 生産情報公表養殖魚の J A S 規格

(1)（第 2 条関係・生産情報）

- 問 7 生産情報公表養殖魚の J A S 規格では、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。
- 問 8 養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先としてどのような内容の情報を公表すればよいのですか。
- 問 9 養殖業者の管理の開始の年月日の情報は、どのような内容を公表すればよいのですか。
- 問 10 養殖場の所在地は、どのように情報を公表すればよいのですか。
- 問 11 養殖魚の水揚げの年月日は、どのように情報を公表すればよいのですか。
- 問 12 種苗の種類は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。
- 問 13 公表する種苗が天然種苗の場合、漁獲された年月日は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

問 1 4 公表する種苗が天然種苗の場合、漁獲された場所はどのような内容の情報を公表すればよいのですか。

問 1 5 養殖業者又は種苗業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

問 1 6 養殖業者又は種苗業者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

問 1 7 養殖に使用された漁網防汚剤の名称は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

問 1 8 識別番号とは何ですか。

問 1 9 生産情報公表養殖魚の J A S 規格では、J A S 規格の施行前から養殖されている養殖魚についても当該 J A S 規格の対象となるのですか。

(2) (第 3 条関係・記録、保管及び公表)

問 2 0 養殖魚の場合は、いつからいつまでを生産情報として記録すればよいのですか。

問 2 1 生産情報の記録方法は決められているのですか。

問 2 2 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

問 2 3 生産情報の公表方法は決められているのですか。

問 2 4 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。また、その内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

問 2 5 生産情報公表 J A S マークが付されていない養殖魚も、生産情報公表養殖魚と同じ生産情報を公表することはできるのですか。

(3) (第 4 条関係・表示)

問 2 6 生産情報公表養殖魚に表示すべき事項は何ですか。

Ⅲ 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

- 問 2 7 どのようなものが認定生産行程管理者になれるのですか。
- 問 2 8 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。
- 問 2 9 生産行程管理者の中で、養殖魚の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とは、具体的にどのようなものですか。
- 問 3 0 生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することはできるのですか。
- 問 3 1 認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。
- 問 3 2 生産行程管理者が認定を受ける場合、養殖場にある全ての養殖魚が J A S 規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

(2) 生産行程管理者の認定の技術的基準

- 問 3 3 生産行程管理者が行う生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進とは具体的にどのような内容ですか。
- 問 3 4 生産情報公表養殖魚の J A S 規格で定められた生産情報と生産情報以外の情報を公表する場合、なぜこれらを分けて公表する必要があるのですか。
- 問 3 5 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託（外注）している場合、生産行程の管理又は把握を委託（外注）された養殖業者等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、認定生産行程管理者も保管する必要があるのですか。
- 問 3 6 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。
- 問 3 7 生産行程管理者はどのような担当者を置くのですか。
- 問 3 8 生産行程管理担当者と格付担当者は兼務することが可能ですか。
- 問 3 9 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

問 4 0 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

問 4 1 生産情報公表養殖魚の格付、J A S マークの貼付は誰が行うのですか。

IV 小分け業者

(1) 小分け業者とは

問 4 2 どのようなものが小分け業者になれるのですか。

問 4 3 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

問 4 4 生産情報公表養殖魚の認定小分け業者は、生産情報公表牛肉や生産情報公表豚肉の小分け業務もできるのですか。

問 4 5 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

問 4 6 スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合、認定小分け業者になることが必要ですか。

問 4 7 生産情報公表養殖魚の J A S マークが付された養殖魚を市場等に卸すだけの流通業者又は J A S マークが付してある袋詰めされた生産情報公表養殖魚を仕入れて店頭販売する小売販売業者は、小分け業者の認定が必要なのですか。

問 4 8 認定生産行程管理者である漁協等が自ら個包装した養殖魚に J A S マークを付して販売する場合、小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

問 4 9 一つの登録認定機関から認定を受けた認定小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者から仕入れた生産情報公表養殖魚を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(2) 小分け業者の認定の技術的基準

問 5 0 小分け業者はどのような担当者を置かなければならないのですか。

問 5 1 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

V その他

問52 JASマークの除去を所有者が行うのは、どのような場合ですか。

問53 外食店において、生産情報公表養殖魚のJAS規格に合格した魚(JASマークが貼付された養殖魚)を使用している旨を、表示することは可能ですか。

生産情報公表養殖魚の J A S 規格の Q & A

この Q&A では、「登録認定機関」には登録外国認定機関、「生産行程管理者」には外国生産行程管理者、「小分け業者」には外国小分け業者も含まれます。

I 生産情報公表養殖魚の J A S 規格（総論）

問1 生産情報公表 J A S 規格はどのような経緯で導入されることになったのですか。

（答）

1. 平成13年において、B S E の発生や食品の不正表示事件を背景に、消費者には食品に対する不安や不信が生じ、消費者の「食」に対する信頼の回復を図ることは大きな課題となっていました。
2. このため、消費者の信頼回復を図る方策の一つとして、消費者に食品の生産履歴情報を提供することは重要な取組であることから、J A S 制度においてもこうした仕組みを創設するため、農林物資規格調査会(以下「J A S 調査会」という。)で審議し、平成15年度から、事業者が自主的に食品の生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する生産情報公表 J A S 規格を導入することになりました。

問2 生産情報公表 J A S 制度の目的は何ですか。

（答）

生産情報公表 J A S 制度は、消費者が生産履歴が明らかな食品を安心して購入できるように、食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうかを農林水産大臣に登録された第三者機関（登録認定機関）が生産者等を認定し、その生産者等自らが J A S 規格に適合しているか検査を行い、検査に合格したものに J A S マークを貼付して販売することができるようにした制度です。

本制度により、J A S マークによって生産履歴が明らかな食品であることを消費者が容易に識別できるようになり、また、生産者等も、J A S マークによって、そのような食品であることを消費者に付加価値としてアピールできるというメリットが期待されます。

問3 養殖魚についての生産情報公表 J A S 規格は、どのような経緯で制定することになったのですか。

（答）

1. 消費者の「食」に対する関心が高まる中で、食品の生産履歴情報を消費者に提供する

仕組みとして、新たなタイプの J A S 規格である生産情報公表 J A S 規格を導入し、これまで、牛肉、豚肉、農産物及び加工食品(豆腐・こんにゃく)について、J A S 規格を制定してきたところです。

2. 今回、養殖魚の生産情報公表 J A S 規格を制定することについては、

- ① 平成16年度食料品消費モニター調査によれば、生産情報公表 J A S 規格の制定を希望する品目として、約5割の消費者が制定を望んでおり、消費者ニーズが非常に高い品目であること
- ② 養殖魚の J A S 規格を制定することにより、消費者の関心が高い主要な生鮮食品について農・畜・水産物の各分野において消費者が生産情報を入手できる仕組みが整備されること

等により、平成18年3月から、J A S 調査会において、規格の制定に向けて検討を開始することになり、平成19年2月28日の J A S 調査会総会で規格案が議決され、平成20年3月21日に告示されました。

問4 海外で生産され輸入された養殖魚も生産情報公表養殖魚の対象とすることができるのですか。

(答)

J A S 制度では、内外無差別を原則としていますので、外国から輸入された養殖魚も国内で生産された養殖魚と同様に生産情報公表養殖魚の J A S 規格の対象となります。

生産情報公表養殖魚の J A S 規格では、外国から輸入された養殖魚についても国内で生産された養殖魚と同様の生産情報の記録・保管・公表を求めており、識別番号により生産情報が記録・保管・公表されているなど生産情報公表養殖魚の J A S 規格に適合していれば、認定生産行程管理者は、当該養殖魚に生産情報公表 J A S マークを貼付することができます。

問5 どのような養殖魚が生産情報公表養殖魚の J A S 規格の対象となるのですか。

(答)

1. 生産情報公表養殖魚の J A S 規格の対象となる養殖魚は、生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)別表に掲げる水産物の魚類であって、水産物品質表示基準第2条で規程されている「養殖」(「重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成されたもの」)を行ったものです。

なお、「畜養マグロ」(漁獲した天然の成魚を短期間(数ヶ月)飼養し、餌を与えて脂肪含量を増やし出荷するマグロなど)については、給餌を行っていれば「養殖」と判断されますので対象となります。

2. 対象とならない事例としては、うなぎの蒲焼など加熱処理等を行ったものやタイとブリの2点盛りの刺身などは、加工食品であることから対象外となります。

(参考)

○生鮮食品品質表示基準別表（抜粋）

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

問6 違反が確認された場合、どのような措置がなされるのですか。

(答)

J A S マークは国が定めた品質についての基準（品位、成分、性能その他の品質についての基準や生産方法についての基準）に適合することを認証するものであり、不正な行為がなされないよう、次の措置が定められています。

- ① 違反が疑われる場合、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、登録認定機関又は認定事業者に対して立入検査等を実施し、事実確認を行います。
- ② 認定事業者による格付又は J A S マークの表示が適当でない場合は、改善命令や J A S マークの除去・抹消命令の対象となります。

II 生産情報公表養殖魚の J A S 規格

(1) (第 2 条関係・生産情報)

問 7 生産情報公表養殖魚の J A S 規格では、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

(答)

生産情報公表養殖魚の J A S 規格第 2 条に規定されている生産情報を公表することになります。

具体的には

- (1) 養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日
- (2) 養殖場の所在地
- (3) 養殖魚の水揚げの年月日
- (4) 種苗の種類
- (5) 種苗が漁獲された年月日及び場所（天然種苗の場合）
- (6) 養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称
- (7) 養殖業者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- (8) 養殖に使用された魚網防汚剤の名称

を公表することになります。

問 8 養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先としてどのような内容の情報を公表すればよいのですか。

(答)

養殖魚の生産を行っている養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先の情報を公表する必要がありますが、養殖業者の情報に代えて認定生産行程管理者の情報を公表することができます。その場合、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称、及び住所の情報を公表することになります。なお、養殖業者の住所は、大字までの公表でかまいません。

(公表例)

- 認定生産行程管理者の名称 : ○○養殖グループ
- 認定生産行程管理者の住所 : ○○県○○市○○町 99 番地 9
- 認定生産行程管理者の連絡先 : Tel 000 - 000 - 0000
- A 養殖業者の名称及び住所 : △△養殖 (○○県○○市○○町 123)
- B 養殖業者の名称及び住所 : □□水産 (○○県○○市○○町大字○○)

問 9 養殖業者の管理の開始の年月日の情報は、どのような内容を公表すればよいので

すか。

(答)

1. 生産情報公表養殖魚の J A S 規格における養殖の定義は、水産物品質表示基準第 2 条に定められている養殖の定義（「幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。」）と同じ考え方です。

このため、養殖業者（種苗業者を含む。）の管理の開始の年月日は、種苗業者又は養殖業者が稚魚等に給餌を開始した日を管理の開始の年月日として公表することになります。

○ 管理の開始の年月日の公表例 : ○年○月○日

2. また、管理の開始の年月日が違う養殖魚をひとつの生け簀等で飼養した場合は、該当する全ての養殖魚の管理の開始年月日を公表することになります。

○ 複数の管理の開始の年月日の公表例 : ○年○月○日及び○年○月○日

3. なお、人工種苗の場合、種苗業者が給餌の開始する前に動物用医薬品を投与していれば、養殖業者は使用した動物用医薬品を公表することとなります。

問 1 0 養殖場の所在地は、どのように情報を公表すればよいのですか。

(答)

養殖場の所在地としては、陸上養殖と海上養殖の 2 とおりが考えられます。

1. 陸上養殖の場合の養殖場の所在地は、養殖場の設置されている住所を公表することになります。

○ 陸上養殖の所在地の公表例 : ○○県○○市○町△番地－△－△

2. 海上養殖の場合は、養殖場が設置されている海面の背後地の住所の近くという意味で、「○○地先水面」等と公表し、公表にあたって記載する住所は、県、市などの単位ではなく、大字まで公表することになります。

また、消費者が情報を入手した場合に養殖魚の所在地が具体的にイメージできるように設置されている湾名を付加情報として、「○○地先水面（△△湾）」のように公表することが望ましいと考えます。

○ 海上養殖の所在地の公表例 : ○○県○○市大字○○地先水面（△△湾）

3. なお、養殖場の所在地が違う生け簀等で飼養された養殖魚をひとつの生け簀等で飼養した場合は、該当する全ての養殖場の所在地を公表することとなります。

問 1 1 養殖魚の水揚げの年月日は、どのように情報を公表すればよいのですか。

(答)

養殖魚の水揚げの年月日は、出荷生け簀（餌抜き用生け簀等を含む。）から水揚げした日を公表します。公表にあたっては、「〇年〇月〇日」と期日で公表し、「〇年〇月〇日～〇年〇月△日」のような期間での公表はできません。

問 1 2 種苗の種類は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

(答)

種苗の種類は天然種苗（自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採取した種苗）又は人工種苗（天然種苗以外の種苗をいう。）の別を公表します。

なお、天然種苗と人工種苗の両方の種苗を使用している場合は、天然種苗と人工種苗の双方の情報を公表することとなります。

(公表例)

- ① 種苗の種類が人工種苗のみ : 人工種苗
- ② 種苗の種類が天然種苗と人工種苗の両方 : 天然種苗及び人工種苗

問 1 3 公表する種苗が天然種苗の場合、漁獲された年月日は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

(答)

公表する種苗が天然種苗の場合の漁獲された年月日は、「〇年〇月〇日」と公表することとなります。

また、複数の日にわたり天然種苗を漁獲した場合は、何日から何日（〇年〇月〇日～〇年〇月△日）までというような期間の形で公表することも可能です。

問 1 4 公表する種苗が天然種苗の場合、漁獲された場所はどのような内容の情報を公表すればよいのですか。

(答)

天然種苗の漁獲された場所は、漁獲した水域名を公表することとなります。具体的には、

「太平洋」や「インド洋」のような公表では広範囲であり、消費者への情報提供を十分に行っているとはいえないので、通常稚魚が沿岸で採捕されている実態を踏まえれば、

- ① 一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名
（高知県沖、銚子沖、四国沖、中国南部沿岸等）
- ② 一般に知られている個別水域の名称
（伊勢湾、玄界灘、天草灘（熊本県））

等のように、魚種ごとの特性や操業範囲の実態に応じ、消費者がどこで採れた種苗か判断できるある程度狭い範囲内で漁獲場所を公表する必要があります。

なお、漁獲された場所が違う天然種苗を生け簀等で飼養された養殖魚をひとつの生け簀等で飼養した場合は、該当する全ての天然種苗の漁獲された場所を公表することとなります。

（公表例）

- ① 天然種苗の漁獲された年月日及び場所　：　○年○月○日（高知県沖）
- ② 中国から輸入された天然種苗の漁獲された年月日及び場所　：
○年○月○日（中国（海南島沖））
- ③ 漁獲された年月日及び場所が複数の天然種苗　：　○年○月○日（大隈海峡）及び
○年○月○日（志布志湾）

問 1 5　養殖業者又は種苗業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

（答）

養殖業者又は種苗業者が給餌した飼料の名称は、生餌を給餌した場合はその一般的名称を、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年4月11日法律35号）第2条に定める飼料及び飼料添加物を給餌した場合は、その商品名及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称を公表することとなります。

- 生餌の一般的名称の公表例　：　ワムシ、アルテミア、まいわし、さば
- 配合飼料の公表例　：　マダイ EP 5号（○○飼料株）

問 1 6 養殖業者又は種苗業者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

(答)

1. 生産情報公表養殖魚の J A S 規格では、養殖業者又は種苗業者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称について公表することになっていますが、薬効別分類は、

- ① 抗菌・抗生物質
- ② 駆虫剤
- ③ 麻酔剤
- ④ 消毒剤
- ⑤ ワクチン（生物学的製剤）
- ⑥ 胆汁酸製剤
- ⑦ アミノ酸製剤

の分類に従って公表することになります。（詳細な分類は別表のとおり。）

2. また、動物用医薬品の名称については、商品名ではなく、動物用医薬品の有効成分名を公表することになります。

3. なお、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものとして定められた物質（ビタミン C（アスコルビン酸）やビタミン E（トコフェロール）など）については、公表すべき動物用医薬品に該当しません。

○ 薬効別分類及び名称の公表例 : 抗菌・抗生物質（アモキシシリン）

生産情報公表養殖魚における水産用医薬品の公表情報

(別表)

薬効別分類	名称(有効成分)
抗菌・抗生物質	アモキシシリン
	安息香酸ピコザマイシン
	アンピシリン
	エリスロマイシン
	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン
	塩酸オキシテトラサイクリン
	オキソリン酸
	ジョサマイシン
	エンボン酸スピラマイシン
	スルファモノメキシシリン又はそのナトリウム塩
	スルファモノメキシシリンナトリウム
	スルファモノメキシシリン及びオルメトプリムの配合剤
	トピシリン
	チアンフェニコール
	塩酸ドキシサイクリン
	ニフルスチレン酸ナトリウム
	ノボビオシンナトリウム
	フロルフェニコール
	塩酸リンコマイシン
	ホスホマイシンカルシウム
スルフィゾールナトリウム	
ミロキサシリン	
駆虫剤	トリクロロホン(メトリホナート)
	プラジクアンテル
	塩化リゾチーム
	過酸化水素
	フェバンテル
麻酔剤	オイゲノール
消毒剤	ポピドンヨード
	ブロナポール
ワクチン (生物学的製剤)	さけ科魚類ビブリオ病不活化ワクチン
	あゆビブリオ病不活化ワクチン
	ぶり(ぶり属魚類)α溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン
	ぶりビブリオ病不活化ワクチン
	ひらめβ溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン
	イリドウイルス感染症不活化ワクチン
	ぶり(ぶり属魚類)α溶血性レンサ球菌症及びビブリオ病不活化ワクチン
	ぶり属魚類イリドウイルス感染症及びα溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン
	ぶり属魚類イリドウイルス感染症、ビブリオ病及びα溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
	ぶりα溶血性レンサ球菌症及び類結節症(油性アジュバンド加)不活化ワクチン
	ぶり及びかんぱち(ぶり属魚類)インドウイルス感染症、ビブリオ病及びα溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
胆汁酸製剤	ウルソデオキシコール酸
	胆汁末
アミノ酸製剤	グルタチオン

資料:農林水産省「水産用医薬品の使用について」第21報

問 1 7 養殖に使用された漁網防汚剤の名称は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

(答)

漁網防汚剤の名称は、商品名を公表することになります。

○ 魚網防汚剤の名称の公表例 : ニューマリンエース〇〇

問 1 8 識別番号とは何ですか。

(答)

識別番号とは、生産情報公表養殖魚の J A S 規格第 2 条に定められており、同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、認定生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるものをいいます。

なお、認定生産行程管理者は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して生産情報を公表しなければなりません。

問 1 9 生産情報公表養殖魚の J A S 規格では、J A S 規格の施行前から養殖されている養殖魚についても当該 J A S 規格の対象となるのですか。

(答)

生産情報公表養殖魚の J A S 規格の施行前に養殖されていた養殖魚であっても、当該 J A S 規格に定められている生産情報が、適切に記録、保管されている養殖魚にあつては、当該 J A S 規格の格付の対象とすることができます。

(2) (第3条関係・記録、保管及び公表)

問20 養殖魚の場合は、いつからいつまでを生産情報として記録すればよいのですか。

(答)

生産情報の記録は、養殖魚ごとに当該養殖魚の種苗段階から水揚げ終了までを記録する必要があります。

問21 生産情報の記録方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、生産情報が養殖魚の識別番号ごとに記録されているとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。

問22 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の記録の保管方法は、特に定められていません。このため、紙や電子媒体等による保管が可能ですが、生産情報の記録は養殖魚の格付から3年以上保管することとなっていますので、記録を紛失しないように適切に管理する必要があります。

なお、記録を紛失した場合、公表されている生産情報が当該生産情報公表養殖魚に係る生産情報であることが明らかでなくなります。このことは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「JAS法施行規則」という。）第72条に定める「公表されている生産情報が当該生産情報公表養殖魚に係る生産情報であることが明らかでなくなる。」に該当することから、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第19条の12の規定により当該養殖魚を所有する生産業者又は販売業者が、JASマークの除去・抹消を行う必要があります。

問23 生産情報の公表方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の公表方法は、ファックス、ホームページ等消費者が生産情報を入手することが可能な方法であれば、その方法は問いません。

問 2 4 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。また、その内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

(答)

生産情報公表養殖魚の J A S 規格で定められている生産情報以外の情報を事実即して公表することは可能です。

また、生産情報公表養殖魚の J A S 規格で定められている生産情報も含めて公表することとされている情報については、事業者の当然の責務として消費者等からの問い合わせに対し応答する必要があると考えます。

問 2 5 生産情報公表 J A S マークが付されていない養殖魚も、生産情報公表養殖魚と同じ生産情報を公表することはできるのですか。

(答)

生産情報公表 J A S マークが付されていない養殖魚についても、各々の事業者が生産情報公表養殖魚の生産情報と独自の任意情報を公表することは可能です。

ただし、生産情報公表 J A S マークが付されていれば、生産情報が事実即して正確に公表されていることが証明されるので、消費者からの信頼が得られやすいものと考えます。

(3) (第 4 条関係・表示)

問 2 6 生産情報公表養殖魚に表示すべき事項は何ですか。

(答)

生産情報公表養殖魚についても、一般の養殖魚と同様に J A S 法及びその他の法令等に定められている表示事項を表示することとなりますが、生産情報公表養殖魚では、生産情報公表 J A S マークが付されるとともに、生産情報公表養殖魚の J A S 規格に定める事項を表示しなければなりません。具体的には、次の事項を表示しなければなりません。

- (1) 名称
その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表養殖魚」と表示します。
- (2) 識別番号
- (3) 生産情報の公表の方法
ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を表示します。

Ⅲ 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

問 2 7 どのようなものが認定生産行程管理者になれるのですか。

(答)

生産行程管理者になれるものについては、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、JAS法施行規則第27条により、

- (1) 養殖魚の生産業者
- (2) 養殖魚の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）
- (3) 養殖魚の販売業者

と定められています。

この(1)から(3)のいずれかに該当する者が、認定生産行程管理者となるためには、登録認定機関に対し認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準」（平成20年3月21日農林水産省告示第417号）に適合していることを確認され、認定を受けなければなりません。

問 2 8 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

(答)

認定生産行程管理者は、主に、①養殖魚の生産行程を管理し、又は把握するものとして、養殖魚の生産から出荷までの生産行程を管理・把握する業務、②生産情報を事実即して公表する業務、及び③生産情報が記録・保管・公表され、JAS規格に適合しているかどうか検査を行い、適合している養殖魚にJASマークを付する業務（格付及び格付の表示を付する業務）を行うこととなります。

また、①の業務の一部を外注（委託）することは可能ですが、この場合には、生産行程管理者は外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理・把握を行っておく必要があります。

なお、③の格付及び格付の表示の付すことは、JAS法第18条第1項第2号により、認定生産行程管理者以外の者がJASマークを付すことは禁止されていることから、第三者に外注（委託）することはできません。

問 2 9 生産行程管理者の中で、養殖魚の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とは、具体的にどの

ようなものですか。

(答)

生産情報公表養殖魚のJAS規格については、養殖魚の生産業者が複数関与してくるため、生産行程の管理方法についても、

- (1) 例えば、生産業者が生産行程管理者となり、生産情報公表養殖魚に係る生産行程を管理する場合（この場合、生産業者自身によるJASマークの貼付が必要）
- (2) 漁協と生産業者がグループを構成し、一体的認定を受けて生産行程を管理する場合（この場合、漁協は生産行程管理者の構成員となっており、JASマークを貼付することが可能）

といった方法が考えられます。

このうち、JAS法施行規則第27条第2項に掲げる「当該農林物資の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）」は、上記の(2)の場合を想定しています。

なお、グループとして生産行程管理者の認定を受ける場合（人格のない社団又は財団に該当する場合）には、当該グループに代表者又は管理人をおくとともに、その構成員が明確になっている必要があります。

問30 生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することはできるのですか。

(答)

生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することができます。

委託（外注）を行って認定を受ける場合でも、全ての責任は生産行程管理者となることから、生産行程管理者は、委託（外注）先をきちんと管理して常に生産行程の管理又は把握を行う必要があります。

問31 認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

(答)

JAS法では、一度認定を受けると、認定の取消を受けない限り有効です。ただし、登録認定機関が失効した場合は、当該登録認定機関から認定を受けた認定事業者（認定生産行程管理者・認定小分け業者）の認定も自動的に失効するため、新たに別の登録認定機関の認定を受ける必要があります。

問32 生産行程管理者が認定を受ける場合、養殖場にある全ての養殖魚がJAS規格

の基準に適合しなければ認定されないのですか。

(答)

生産行程管理者の養殖場にある全ての養殖魚が J A S 規格に適合する必要はなく、生産情報公表養殖魚にしようとする養殖魚について、J A S 規格の基準に従って管理されていれば問題ありません。

(2) 生産行程管理者の認定の技術的基準

問 3 3 生産行程管理者が行う生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進とは具体的にどのような内容ですか。

(答)

生産行程管理者は、生産情報公表養殖魚の生産行程の管理又は把握のため、①目的及び生産方針に関する事項、②組織に関する事項、③種苗及び資材の入手に関する事項、④養殖魚の生産に関する事項、⑤生産情報の記録、保管及び公表に関する事項、⑥生産基準の見直しに関する事項などの計画を立てる必要があります。

問 3 4 生産情報公表養殖魚の J A S 規格で定められた生産情報と生産情報以外の情報を公表する場合、なぜこれらを分けて公表する必要があるのですか。

(答)

J A S 規格で定める生産情報は公表することが必須ですが、それ以外の生産情報等は生産行程管理者が任意で公表するものであり、消費者に誤認を与えないためにも、公表するに当たっては、この2つを区分して公表することが望ましいと考えています。

なお、生産情報を公表する際の様式等は定められていません。

問 3 5 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託(外注)している場合、生産行程の管理又は把握を委託(外注)された養殖業者等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、認定生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

(答)

生産情報の保管の責任を有するのは、認定生産行程管理者自身です。

したがって、認定生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の委託を受けた者から生産情報の記録を送ってもらい、これを保管する必要があります。

また、①生産行程管理者が記録内容の確認を行うため、又は②登録認定機関の定期調査

等において生産情報が正確であるかの証明を行うために、委託を受けた各々の養殖業者等においても記録を保有することが望ましいと考えられます。

問 3 6 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(答)

生産情報の記録の保管は、「生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表養殖魚の対象となる養殖魚が格付された日から3年以上保管することとなっています。

問 3 7 生産行程管理者はどのような担当者を置くのですか。

(答)

生産行程管理者は、生産行程管理者の構成員の中から、

- (1) 生産行程を管理又は把握する者として、生産行程管理担当者
- (2) 生産情報の公表を担当する者
- (3) J A S規格に適合しているか検査を行い、J A Sマークを付する格付担当者を置くことが必要です。

生産行程管理担当者及び格付担当者については、「生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に資格要件及び人数が定められています。

問 3 8 生産行程管理担当者と格付担当者は兼務することが可能ですか。

(答)

同一人物が、生産行程管理担当者と格付担当者を兼務することが可能であると登録認定機関が認めた場合には、兼務することは可能ですが、それぞれの業務を適正に実施するためには、生産行程管理担当者と格付担当者は別の者であることが望ましいと考えています。

問 3 9 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(答)

生産行程管理者は生産情報公表養殖魚についての生産情報を記録・保管・公表することとなっており、生産行程管理者の構成員である生産情報の公表を担当する者が生産情報を公表する必要があります。

生産情報の公表にあたって、インターネットによる公表を行う場合など、外部の事業者インターネットへの掲載の技術的作業について委託することは可能ですが、外部の事業

者はあくまでインターネットサイトの提供を行う「ツール」としての存在にすぎず、生産情報の公表の責任は生産行程管理者の生産情報の公表を担当する者に帰属します。

すなわち、生産行程管理者の生産情報の公表を担当する者は、正しい生産情報が公表されているか常に確認する責任があり、公表されていた生産情報がインターネットへの掲載の技術的作業を委託された者の間違い等に起因した誤ったものであっても、情報が不正確であることを見逃した生産行程管理者が責任を負うことになります。

問 4 0 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(答)

生産情報の公表は、「生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表養殖魚の対象となる養殖魚が格付された日から2年以上公表することとなっています。

ただし、識別番号に対応する生産情報公表養殖魚のすべての格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と、当該生産情報公表養殖魚の特性（包装形態、保存状態など）を考慮して内部規程で定めた日数との、合計日数が2年未満であるときは、その合計日数以上公表すれば足りることとされています。すなわち合計日数が30日だった場合にあっては、格付された日から30日を経過すれば、その生産情報公表養殖魚に係る生産情報の公表を取りやめることができます。

問 4 1 生産情報公表養殖魚の格付、JASマークの貼付は誰が行うのですか。

(答)

JAS法第18条第1項第2号は、認定生産行程管理者以外の者が農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことを禁止していることから、生産情報公表養殖魚についても、認定生産行程管理者自身が格付を行い、JASマークを貼付しなければなりません。認定生産行程管理者又はその構成員以外の者に委託して格付を行わせたり、JASマークを貼付させることはできません。

例えば、養殖業者が生産行程管理者であって、加工工場に養殖魚の内臓処理や包装などの生産行程の管理又は把握を委託している場合、加工工場は生産行程管理者の構成員ではないので、加工工場がJASマークの貼付を行うことはできず、生産行程管理者である養殖業者が、JASマークを貼付する必要があります。

なお、例えば、養殖業者と加工工場がグループを構成し、一体的に生産行程管理者の認定を受ければ、加工工場は生産行程管理者の構成員となるので、JASマークの貼付を行うことは可能です。

IV 小分け業者

(1) 小分け業者とは

問 4 2 どのようなものが小分け業者になれるのですか。

(答)

JAS法第15条に定められている農林物資の小分けを業とする者であり、具体的には、市場、スーパー、魚屋等が該当します。

認定小分け業者になるためには、登録認定機関に対して認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準」（平成20年3月21日付け農林水産省告示第418号）に適合していることが確認され、認定を受けなければなりません。

問 4 3 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(答)

認定小分け業者は、生産情報公表養殖魚のJAS規格に適合したJASマークの付してある養殖魚を小分けする場合（例えば、箱単位で格付された養殖魚をさらに1匹単位の小包装に小分けする場合）に、小分け前の養殖魚に付してあるJASマークと同じJASマークを小分け後の養殖魚に新たに付する業務を行います。

小分け前にJASマークの付してある養殖魚について、小分け後の養殖魚に小分け前に付してあるJASマークと同一のJASマークを付することができるのは、認定小分け業者だけであり、それ以外の者がこのようなJASマークの貼り替えをすることはできません。

問 4 4 生産情報公表養殖魚の認定小分け業者は、生産情報公表牛肉や生産情報公表豚肉の小分け業務もできるのですか。

(答)

小分け業者の認定は、農林物資の種類ごとに行われることから、生産情報公表養殖魚だけの認定を受けた小分け業者が、認定を受けていない生産情報公表牛肉や生産情報公表豚肉の小分け業務（JASマークの貼り替え）を行うことはできません。

生産情報公表牛肉や生産情報公表豚肉の小分け業務を行うには、改めて生産情報公表牛肉や生産情報公表豚肉の小分け業者の認定を受けなければなりません。

問 4 5 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

(答)

小分け業者の認定は、JAS法第15条第1項に基づき、小分け業務（JASマークの貼り替え）を行う事業所（具体的には、店舗）ごとに受けなければなりません。

問46 スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合、認定小分け業者になることが必要ですか。

(答)

1. JASマークが付されている生産情報公表養殖魚について、スーパーマーケットのバックヤードで小分けを行い、小分けした商品に新たに生産情報公表JASマークを付す場合には、小分け業者の認定を受ける必要があります。
2. しかしながらJASマークが付された生産情報公表養殖魚について、小分け行為を行わずにそのままの状態により販売する場合や、小分けは行なうが、新たにJASマークを付さず販売する場合は、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

問47 生産情報公表養殖魚のJASマークが付された養殖魚を市場等に卸すだけの流通業者又はJASマークが付してある袋詰めされた生産情報公表養殖魚を仕入れて店頭販売する小売販売業者は、小分け業者の認定が必要なのですか。

(答)

単にJASマークが付された生産情報公表養殖魚を仕入れて、それを小分けせず販売する（卸す）場合は、JASマークを新たに貼付する行為がありませんので、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

問48 認定生産行程管理者である漁協等が自ら個包装した養殖魚にJASマークを付して販売する場合、小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

(答)

小分け業者として認定が必要なのは、小分けに伴ってJASマークを貼り替える必要がある場合に限られます。

本件のように漁協等が認定生産行程管理者となってJAS規格に適合しているかどうか検査を行い、最終製品である個包装にJASマークを貼付すれば、JASマークの貼り替えの過程がありませんので、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

問49 一つの登録認定機関から認定を受けた認定小分け業者が、別の登録認定機関か

ら認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者から仕入れた生産情報公表養殖魚を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(答)

他の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者からの生産情報公表養殖魚を取り扱う場合であっても、その認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(2) 小分け業者の認定の技術的基準

問 5 0 小分け業者はどのような担当者を置かなければならないのですか。

(答)

小分け業者は、

(1) 小分け業務を行う者として、小分け担当者

(2) 小分け担当者が複数いる場合は、小分け担当者の中から小分け責任者

(3) 小分け前に J A S マークが付してある養殖魚を小分けして、小分け後の養殖魚に J A S マークを付する格付の表示を担当する者

を置くことが必要です。

また、これらの担当者は、実際に小分けを行うそれぞれの事業所に配置されていなければなりません。

小分け担当者及び格付の表示を担当する者については、「生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準」に資格要件及び人数が定められています。

問 5 1 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

(答)

生産情報公表養殖魚の小分け業者は、生産情報を公表する必要はありません。

なお、生産情報公表牛肉や豚肉の場合、小分けの過程において生産情報公表牛肉や豚肉がいずれの肉から得られたものであるかを識別することが困難になる場合があるため、当該牛肉や豚肉に荷口番号を付与することがあります。この場合、小分け業者が生産情報を公表する必要があります。

V その他

問52 JASマークの除去を所有者が行うのは、どのような場合ですか。

(答)

生産情報公表養殖魚のJAS規格に適合した養殖魚にJASマークを付した後、JAS法施行規則第72条に定める次の事項に該当する場合は、所有者がJASマークを除去・抹消を行う必要があります。

- (1) 生産情報の公表が取りやめられること
- (2) 公表されている生産情報が当該生産情報公表養殖魚に係る生産情報であることが明らかでなくなること
- (3) 公表されている生産情報が事実と反していること
- (4) 生産情報公表養殖魚以外の農林物資と混合すること

(1)～(4)に該当する事例として以下のようなものがあります。

- ① 生産情報の公表期間内にもかかわらず、生産行程管理者が当該生産情報の公表を取りやめていた。
- ② 生産情報を公表中にもかかわらず、生産行程管理者が当該生産情報の記録を紛失、廃棄していた。
- ③ JASマークを付して出荷した養殖魚の公表している給餌した飼料の名称が、実際に与えた飼料の名称と異なる事実が判明した。また、JASマークが付された養殖魚を生け簀等で飼養するために給餌や投薬を行った。
- ④ 認定の対象でない生け簀等で生産された養殖魚と認定された生け簀等で生産された養殖魚を混合し、その養殖魚にJASマークを付して出荷した。

問53 外食店において、生産情報公表養殖魚のJAS規格に合格した魚(JASマークが貼付された養殖魚)を使用している旨を、表示することは可能ですか。

(答)

外食店において、生産情報公表養殖魚の魚を仕入れて調理した場合、その内容(生産情報)が事実と即して正しいものであれば、メニュー等に生産情報公表養殖魚を使用している旨を表示することは可能です。

但し、表示する場合、どの魚が「生産情報公表養殖魚」の魚であるか特定し、消費者へ誤認させることなく、表示内容を正しく伝える必要があります。